

建設計画に係る平成28年度から平成30年度までの実施事業に関する意見に対する対応調査

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
庵治地区	1	道路・水路の管理	市道及び林道の管理については、恒常的な問題として草刈りや水路清掃等の要望を行っているが、特に林道の管理が適正に行われていない。毎年年度当初に予算がなくなったから処置できないとの回答があるが、必要な予算措置を行い適切な管理を行うよう要望する。 また、市道脇の用水路等の堆積物等（泥や雑草）の撤去についても定期的な実施をお願いしたい。 また、台風で通行止めになっている宮東篠尾線については、生活道路であることから、本格復旧に先駆けて仮設道路（山側の水路部分を利用すること等）による仮復旧を要望する。	創造都市推進局 都市整備局	農林水産課 道路管理課	庵治町の林道につきましては、松尾線と庵治北笹尾線の2路線あり、毎年路肩の草刈等を行って維持管理をしております。平成27年度につきましても、この草刈の実施に合わせ、側溝に堆積している土砂等の撤去工事を現在施工しているところでございます。 また、側溝などの老朽化に伴う修繕工事も併せて行い、林道の維持管理に努めているところでございます。 今後につきましても、適正な管理を心掛けてまいりたいと存じます。 市道における道路管理者が管理すべき道路側溝については、道路パトロールや地元からの通報等に基づいて適宜対応しております。 宮東篠尾線については、これまで、復旧工法等について検討を行ってきたところですが、水路に鉄板を敷き、通行しやすいよう仮対応は完了しており、10月中には本復旧が完成する予定です。
庵治地区	2	市道の整備	牟礼町内ではあるが、長年の懸案であった高橋の改修により、高橋を通行する車両の利便性が向上したが、市道新牟礼庵治線のマルナカ八栗店前交差点で庵治側から右折する車両のために交通渋滞が発生することから、庵治側からの右折専用レーンの設置を要望する。	都市整備局	道路整備課	市道新牟礼庵治線のマルナカ八栗店前交差点から西につながる高橋につきましては、25年9月に橋梁修繕に合わせて拡幅したところでございます。 しかしながら、そこから県道屋島停車場屋島公園線までの市道高橋線、延長約70mの区間は、現道幅員が3.5m程度で車両の離合もできない状況であるため、今年度から拡幅整備に着手し、現在、詳細設計を行っているところでございます。 市道高橋線を通行する車両の安全を確保するためにも、まずは、高橋線の拡幅整備を優先する必要があるものと存じておりまして、その完成に合わせて、御指摘のマルナカ八栗店前交差点への右折車線を整備したいと存じます。 なお、去る10月14日（水）の朝のラッシュ時において、交通流の状況を現地確認いたしました。一定の渋滞は生じているものの、信号のサイクル内でほとんどの車両が通過できており、現段階では早急な対応までは必要ないものと存じます。
庵治地区	3	地域行政組織再編	平成29年1月から庵治支所は地区センター（仮称）に移行することとなっているが、当分の間現行のサービスが継続されることとなっている。以下の点についてお伺いするとともに、一部再考できないものか検討をお願いしたい。 1 地区センター関係 （1） 庵治に配置される職員について、地元精通した職員の配置とともに、窓口業務について、身だしなみや、親切的な対応等、窓口対応のTPOをわきまえた質の高い正規職員の配置を要望する。 （2） 庵治支所の建物は築年数も浅く、空きスペースが多いがその利用計画はどのようになっているのか。 （3） 将来の災害発生時に非正規を含めた4名の職員で何ができるのか。 2 保健センター関係 （1） 保健センターについても、現牟礼支所に移転統合されると伺っているが、建物のスペースが限られており、また、駐車場も手狭になっている。一方、庵治支所は1の（2）にもあるように空きスペースも多く、広大な駐車場もあることから、保健センター業務については牟礼に統合するのではなく、庵治に設置することを再考できないか。 このことにより、牟礼支所の改築費用が不要になるだけでなく、総合センターに無理のないスペースでの業務が期待できる。 （2） 牟礼に移転する場合でも、乳児相談や高齢者対象の健康教室等を曜日等を固定して月に数回開催してほしい。 （3） トレーニングルームの器具を高齢者が利用できるようなものに変えるとともに、トレーナー等の派遣も行ってほしい。	市民政策局 総務局 健康福祉局	地域政策課 人事課行政改革推進室 保健センター	1－（1） 職員の配置につきましては、市職員の資質向上に向け、人材育成を図っていく中で、窓口サービスの低下を招かないよう、支所・出張所業務の経験者や、地域の実情に詳しい職員の配置に努めてまいりたいと存じます。 1－（2） 支所の空きスペースにつきましては、有効活用の方策として、過去に職員研修スペースとして利用したことがあるほか、現在、協働のまちづくりスペースや、郷土芸術家の展示スペース、選挙資機材等の保管庫、期日前投票所として利用しておりますが、御指摘にもありますように、現状は空きスペースを十分生かされていない状況でございます。 庵治支所は築19年と比較的築年数が浅く、今後とも継続使用を続ける施設でありますことから、地区センター（仮称）に移行後においても、他の用途への転用、共用施設としての活用のほか、地域団体や民間事業者等への貸付など、有効活用策を検討してまいりたいと存じます。 1－（3） 地域並びに市民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的とした、高松市地域防災計画の中で、災害時に迅速かつ的確な対応が必要とされる活動体制について定めております。 この計画において、支所・出張所では、警報等が発令された場合、地域の被害状況を収集し、市の災害対策本部等に伝達する役割を担っております。 庵治支所におきましては、地区センター（仮称）への移行後も、こうした役割を担っていくこととなります。 なお、災害対応に支障を来すことがないよう、地域防災計画の見直しや市職員の動員体制につきまして、検討してまいりたいと存じます。 2－（1） 保健センターの再編については、超高齢化社会の進展を見据え、地域における総合的な保健・福祉の相談窓口機能の充実と、子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指して行うものであることを御理解いただきたいと存じます。 2－（2） 乳児相談については、牟礼の総合センターで、毎月定例日に実施することとしておりますが、電話や戸別訪問による相談は継続して実施してまいります。また、高齢者対象の健康教室については、現在、庵治ほっとびあんで週2回健康体操教室を実施しており、牟礼の総合センターへの事務所移転後も、この事業を継続して行うこととしております。 2－（3） 使用頻度や老朽度等を考慮しながら、その必要性について、検討してまいりたいと存じます。

## 建設計画に係る平成28年度から平成30年度までの実施事業に関する意見に対する対応調査

庵治地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
庵治地区	4	庵治地区の観光振興と賑わい創出	<p>1 庵治竜王山公園（仮称）関係            (1) 今年度中に完成予定の庵治竜王山公園（仮称）のモニュメントについて、完成時に間に合わない場合でも今後予算要求し設置してほしい。また、完成時のオープニングセレモニーについてどのような計画があるのか、地元向けのプレオープン等のセレモニーはあるのか。            (2) 町内外のボランティアにより植樹された桜の管理について、維持管理が適切に行われておらず、すでにかかなりの数の木が枯れている。今後桜ロードとして適切な移植と管理を要する。</p> <p>2 ふれあい祭り庵治関係            ふれあい祭り庵治に対する補助を今後も継続してほしい。</p> <p>3 観光PR等について            竹居観音岬は四国最北端であり、全国でも珍しい「だるま朝日」の名所でもあることから、映画ロケ地、あじ竜王山公園（仮称）などと合わせてPRをする考えについてお伺いしたい。</p>	創造都市推進局 都市整備局	観光交流課 公園緑地課	<p>1 庵治竜王山公園（仮称）関係            (1) モニュメントについては、平成27年度予算の執行状況を見極め検討してまいります。また、完成時のオープニングセレモニーについては、平成28年4月中の開催を目指し、連絡協議会と開催日程やセレモニー内容等の協議をさせていただいているほか、市長の出席や庵治小学校の参加についても、調整しているところです。            なお、地元向けのプレオープンについては、日程の関係上、難しいものと存じます。            (2) 植樹された桜については、移植により枯れたものも多いことから、今後、施工する公園植栽工事において、新たに移植するとともに、土壌改良を行うなど桜の名所になるよう、適切に管理してまいりたいと存じます。</p> <p>2 ふれあい祭り庵治関係            本市の旧合併町において実施されているまつり等は、地域固有の歴史と文化を反映した貴重な観光資源であり、魅力あるイベントとして継続させることで、これらの歴史・文化を生かした観光振興が図られるものであることから、係る経費の補助については、今後とも継続してまいりたい。            一方で、平成26年度高松市公開事業評価の結果を受け、今後は、他の補助事業とのバランスや本市の財政負担の軽減についての検討が必要であることから、効果的・効率的に観光振興が図られる支援のあり方や自主財源の確保等について、各主催団体と協議してまいりたい。</p> <p>3 観光PR等について            竹居観音岬の「だるま朝日」については、自然豊かな当該地域の魅力の1つであり、例年、純愛の聖地庵治・観光交流館において「だるま朝日の昇る街、庵治町写真コンテスト」の作品を展示し、その魅力の発信に努めているところであるが、今後においても、観光交流館を拠点として、地域の観光、産業及び文化に関する情報の発信に取り組んでまいりたい。</p>
庵治地区	5	災害対策	<p>災害時の備蓄物資について、県の計画に合わせて見直しをすものと伺っているが、その結果を報告してほしい。また、高台への保管場所を確保するとともに、現在、支所総合倉庫2階に保管されている備蓄物資を、避難所になっているコミセンへ保管するよう検討してほしい。            今後、災害時指定職員に占める庵治町在任職員は、退職で徐々に減少し、代わりに、他地区在任職員がその任に当たることとなると想定される。            他地区から庵治地区に進入する道路は限られているが、台風等のあらかじめ予測、準備対応が可能な災害はともかく、将来、地震等の緊急災害が発生し、当該道路が寸断された場合、他地区からの災害時指定職員の派遣についてはどのように考えているのか。            また、庵治地区の防災ラジオ導入に係る今後のスケジュールについてお伺いしたい。</p>	総務局 健康福祉局	危機管理課 健康福祉総務課	<p>東日本大震災での教訓や平成25年度に香川県が公表した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」を踏まえ、従来から備蓄している緊急物資の備蓄数量・品目、備蓄場所等を大幅に見直し、「命を守ること」に主眼を置き、香川県と連携・協力しながら備蓄を推進することし、本市の「災害時緊急物資備蓄計画」を平成27年3月に修正しました。            緊急物資の支給対象である備蓄対象避難者数は、新たな香川県の被害想定を基に、従来の9,000人から、51,600人を対象として、大幅な増加となっております。            備蓄場所については、高台という視点ではなく、被災者の臨時的、一時的な滞在・宿泊場所となる「指定避難所」に指定されている施設の中から、原則、小学校、中学校、コミュニティセンターを選定するほか、各地域への緊急物資を補充・補充するために各支所等を選定しております。            庵治地区の備蓄については、現在、支所の総合倉庫2階に、毛布、アルファ米、保存水等を備蓄していますが、今後は、指定避難所となるコミュニティセンターに備蓄できるよう、コミュニティセンターと相談して対応してまいります。            災害時指定職員につきましては、職責、居住地、居住期間、施設までの距離等を総合的に勘案し、指定しているものでございます。また、災害時指定職員以外の職員を派遣する際には、災害の規模や動員が必要な人数などを把握した上で、災害対策本部において動員人数を決定し、職員を派遣するものでございます。            なお、大規模災害が発生した際には、直ちに、市職員が、それぞれの現場に駆けつけることが困難な場合も想定されますので、本市では、地域防災力の向上のために、自主防災組織の結成を促進し、指導に努めているほか、各地域の実情に応じて、災害発生時の具体的な行動計画をまとめた地域コミュニティ継続計画の策定を促進する等、地域における防災活動の取組支援を行っているものでございます。            現在、防災ラジオに利用する地域のコミュニティ無線設備整備工事を行っているところでございまして、施工後に電波の受信状況を確認した上で、来年度、防災ラジオの申込み受付を行う予定でございます。</p>
庵治地区	6	公共交通の整備	<p>高齢化の進行に伴い、町内でも公共交通空白地域の交通弱者といわれる住民は、生活の利便性に困難を極めている。また、庵治・牟礼・屋島地区住民にとって不可欠な医療機関が、公共交通空白地域へ移転開院すると伺っている。これらの事から、庵治・牟礼・屋島地区で連携したコミュニティバス運行構想が考えられるが、支援策を伺いたい。</p>	市民政策局	交通政策課	<p>本市では、現在、市内5地区において、コミュニティバス等の運行を支援しておりますが、これらにつきましては、地元関係者で構成されます、各地区の利用促進協議会において、定期的に、運行計画の改善や利用促進策等について、協議・検討をいただいているところでございます。            これらの運行を継続し、他の地域にも拡大していくためには、それぞれの地域における住民の、利用者としての主体的な関わりを促す必要がございます。            このため、平成26年度からコミュニティバス等の運行を希望する地域住民が設立する組織に対し、運行ルートや資金計画を策定するための活動等を支援する制度を新たに創設したところでございます。            この地域住民が設立する組織は、複数の地域コミュニティ協議会の共同運営を可能としておりますことから、庵治・牟礼・屋島地区での連携したコミュニティバス等の運行につきましては、まずは、こうした制度を活用いただきながら、3地区のコミュニティ協議会等を中心に、地域の実情に即した、望ましい運行形態の在り方について、御協議いただきたいと思います。</p>